

# ■ 排水設備・水洗化の工事は

## ○ 工事は建物の所有者が

排水設備工事は、建築物の所有者が行うことに義務づけられています。

土地や建物の所有者以外の借家人でも所有者の同意があれば、排水設備工事をすることはさしつかえありません。

排水設備工事は、町の排水設備工事指定工事店の中から選んで施工してください。



## ○ 工事はなるべくお早めに

### くみ取り便所の場合は……

くみ取り便所は、公共下水道の供用開始の告示後、3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

工事については、既設便器を取壊し、便槽は山土等で埋め戻しを行います。



### し尿浄化槽、集中浄化槽の場合は……

浄化槽を設置されている場合は、便所はすでに水洗化されていますから、すみやかに接続替工事をして、直接下水道管に流してください。

マンション、アパートなどの建築物や住宅団地の浄化槽の場合も同様です。

工事については、便器などの内部設備はそのまま使用できますので、浄化槽の廃止と配管の切り替えが主な工事となります。

浄化槽の一般的な廃止方法は、浄化槽上部を切断し、内部の消毒を行い底部に水抜き用の穴をあけて、山土等で埋め戻しを行います。